

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の概要

1. 改正趣旨

- 船員※1として労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1に掲げる事業（現業業務※2）に従事する地方公共団体等の非常勤職員※3について、船員である常勤職員同様に、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定を適用することとし、同法に基づく補償を行うこととする。

※1 船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員

※2 船員の現業業務・・・船舶による旅客又は貨物運送、実習船による教育、調査船による研究又は調査等の民間類似の業務

※3 これまで労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び船員保険法（昭和14年法律第73号）が適用されていた者

2. 施行期日

公布日：令和5年1月18日

施行日：公布の日